

危険物製造所等変更工事（軽微）届出書

- 1 製造所等において、変更許可を要しない製造所等の位置、構造又は設備の変更（以下「軽微な変更工事」という。）をする場合に必要となります。
- 2 変更許可か軽微な変更工事かは、消防本部の判断となります。その判断材料として、図面又は承認図等の資料を添付してもらった必要がありますので、事前に消防本部まで問い合わせ下さい。
- 3 軽微な変更工事は、内容により次表の通りに区分されます。

区 分	内 容
「取替」	製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。
「補修」	製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。
「撤去」	製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
「増設」	製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。
「移設」	製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。
「改造」	現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

- 4 予防規程の個人名のみの変更の場合は、「危険物製造所等変更工事（軽微）届出書」による手続きで認められます。この場合、予防規程の変更に係る部分のみを資料として添付して下さい。
- 5 工事完了後に写真（工事の前後のもの）の提出を求める場合があります。その場合は、写真の提出をもって、届出書の一部を返納させていただきます。
- 6 配管等に係る軽微な変更工事の場合は、圧力検査が必要となりますので、検査表の提出をお願いします。この場合は、検査表及び写真の提出をもって、届出書の一部を返納させていただきます。
- 7 状況により、消防本部にて現地確認をさせていただく場合があります。

【提出時期】

工事着工の前日までに届け出を行って下さい。（2の判断で変更許可申請が必要となった場合は、予定日に着工できないこともありますので事前に問い合わせ下さい

い。)

【提出部数】

2部提出（1部返納分）

【添付書類等】

※代理者による届け出の場合

・委任状

※その他、確認のため提出を求める場合があります。

【関連する手続き】

・「予防規程制定・変更認可申請書」

【類似する手続き】

・「変更許可申請書」